

4 申告区分と提出書類

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類(※1・2)
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月2日以降新たに事業を開始された方 全資産申告をお願いした方 電算申告をされる方(P8参照) 大阪市内で区を異動された方 	令和4年1月1日現在所有している全資産	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)
増加・減少資産申告	令和3年1月2日以降資産の増加・減少の あった方	令和3年1月2日から令和4年1月1日までに増加および減少した資産	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用) できるだけ片面印刷をお願いします。
	令和3年1月2日以降資産の増加・減少の なかった方		令和4年度償却資産申告書 備考欄の「令和3年1月2日～令和4年1月1日の固定資産税(償却資産)に該当する資産の増減」の「無」を○で囲んでください。
申告漏れ資産	令和3年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ・申告誤り等がある方	申告漏れ等があった資産	上記の提出書類とは別に、 <ul style="list-style-type: none"> 申告漏れ等に係る各年度の償却資産申告書 必要に応じて、種類別明細書(増加資産・全資産用)(減少資産用) できるだけ片面印刷をお願いします。

(※1) 大阪市から申告に関するはがきをお送りしている場合は、申告書に添付のうえ、ご提出ください。

(※2) 償却資産申告書、種類別明細書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

大阪市 償却資産申告書

検索

5 申告書等の提出先等

- (1) **大阪市船場法人市税事務所固定資産税(償却資産)グループへご提出ください。**
- (2) **事業所等が2以上の区にある場合などは、それぞれの事業所が所在する区ごとに申告書を作成してください。**
- (3) **区役所では、償却資産申告書の受付を行っていませんので、ご注意ください。**
- (4) 所有する償却資産が僅少であっても、申告書は必ず提出してください。
- (5) 決算期日以降1月1日までに取得された資産について、申告漏れのないよう注意してください。もし申告漏れ資産が判明した場合は、当該資産を本来申告すべき年度に遡って課税されます。
- (6) 申告の義務がある方が申告をしなかったこと又は虚偽の申告をしたことにより不足税額が発生した場合は、その不足税額に延滞金額を加算して徴収されることがあります。また、正当な事由がなく申告されない場合は、過料を科せられることがあります。

6 郵送で申告される方へ

申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。